

平成19年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年2月13日（水）10時30分～13時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長，中原副委員長
井上，瓜生，大塚，角田，川島，北川，木村，工藤，酒井，白井，瀧田，
長澤，中司，橋本，六車の各委員
(機構側出席者)
山本理事，吉川教授，濱中准教授，宮崎准教授
後藤管理部長，古田総務課長，桑原会計課長，小代学位審査課長
- 4 平成19年度学位審査会（第3回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，平成19年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学位授与に係る各専門委員会・部会の総合判定案について説明の後，審査委員のうち審査を担当した各委員から，審査結果について報告があった。
これらの説明，報告の後，学士の学位授与について，申請者2,351人のうち，2,220人が「合格」，131人が「不合格」と判定された。
ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者1,999人については，現時点では合格見込みであるため，単位の修得結果を確認した上で，最終的な合否を判定することとされた。
 - (2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，平成19年9月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の判定案について説明の後，審査を担当した医学・薬学専門委員会医学部会の委員から，審査結果について報告があった。
これらの説明，報告の後，博士の学位授与について，防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者17人が「合格」と判定された。
 - (3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料4-1及び4-2に基づき，昨年8月の学位審査会において判定を保留された職業能力開発総合大学校研究課程修了者1人に対する論文の審査及び試験（口頭試問）の判定案について説明の後，審査を担当した工学・芸術工学専門委員会建築学部会の委員から，審査の経緯及び結果について報告があった。これらの説明，報告の後，修士の学位授与について，「合格」と判定された。

(4) 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、前回の学位審査会においてあらかじめ1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された、平成20年3月の認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、修士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成20年3月の認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 認定課程修了予定者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、防衛大学校理工学研究科前期課程及び総合安全保障研究科並びに職業能力開発総合大学校研究課程を平成20年3月修了予定の留学生14人に係る修士の学位授与の申請予定について説明があり、審議の結果、同留学生については、帰国前の3月中に論文の審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(6) 認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料7-1及び7-2に基づき、平成20年3月の認定課程修了予定者（防衛大学校本科424人、防衛医科大学校医学教育部59人、独立行政法人水産大学校本科182人、海上保安大学校本科42人、気象大学校大学部17人、職業能力開発総合大学校長長期課程196人、国立看護大学校看護学部102人の合計1,022人）に係る学士の学位授与の審査手続について説明があり、審議の結果、3月の正式な申請を受けた後、各教育施設の長が発行する証明書に基づき、当該大学校の所定の課程を修了し、大学設置基準に規定される単位以上を修得したことを機構で確認の上、審査を委員長に一任することが了承された。

(7) 短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料8-1及び8-2に基づき、平成19年9月に申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、認定の可否について、申出のあった5校5専攻（短期大学専攻科5校5専攻、高等専門学校専攻科なし）すべてが「可」と判定された。

(8) 平成19年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料9-1及び9-2に基づき、短期大学及び高等専門学校専攻科に係る教育の実施状況等の審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、教育の実施状況等の適否について、審査対象となった31校47専攻（短期大学専攻科22校25専攻、高等専門学校専攻科9校22専攻）すべてが「適」と判定された。

(9) 平成19年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料10-1及び10-2に基づき、各省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、教育の実施状況等の適否について、審査対象となった4校5課程のうち、3校4課程が「適」と判定された。

なお、判定を保留された1校1課程については、関係専門委員会・部会において引き続き審査を行うこととされた。

(10) 専攻の区分の設定について

学位審査課長から、資料11-1及び11-2に基づき、専攻分野の名称「保健衛生学」、専攻の区分「視能矯正学」の新設及び視能矯正学部会の設置について説明の後、調査研究協力者による会議に陪席した中原委員から、当該専攻の区分の必要性や名称について補足説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(11) 専攻に係る修得単位の審査の基準の一部改正について

学位審査課長及び学位審査研究部長から、資料12に基づき、専攻の区分「美術」に係る修得単位の審査の基準の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(12) 規則の一部改正について

学位審査課長から、資料13-1及び13-2に基づき、学位審査手数料改定に伴う学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則及び学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則の一部改正について説明があった。

(13) 平成20年度の審査スケジュールについて

学位審査課長から、資料14に基づき、平成20年度の審査スケジュールについて説明があり、審議の結果、第5回学位審査会の開催日については、機構で各大学の卒業式・修了式が行われる日を確認した上で適当な日を設定することとして了承された。

以 上